若者の社会参加にインフォーマル教育が果たす役割に関する考察 -- イギリスのユースワークにおける「有志性原則」の検討から--

井上 慧真

1. はじめに

若者の社会参加が、教育や雇用、家族形成、消費、その他さまざまな文脈で議論されるようになっている。背景には、特に教育・雇用・社会保障において社会的リスクが増大したこと(樋口 2011)がある。若者の社会への参加あるいは再参加を促進することは近年 EU 諸国において共通した課題であり、特にイギリス労働党政権下での政策は、日本においても、「成人期への移行」という観点からの若者期の研究の端緒を開き(玄田 2004; 宮本 2004; 樋口 2005; 堀 2005 など)、新しい若者問題への視点が提示された。そして従来の勤労青少年だけでなく、教育・訓練・雇用に参加していない、あるいは不安定な参加状態にある若者を対象とした政策が行われるようになるひとつの契機になった(宮本 2012; Toivonen 2013)。

しかし、成人期への移行を支えるという点では同じであるが、その手段については異なる考え方が存在する。ひとつは、フォーマルな教育・訓練を通じてエンプロイアビリティ(就業能力)を高めるという方法であり、これは1990年代後半から欧米諸国に浸透し、労働党政権の政策を通じて日本の若者政策にも影響を与えた。

他方で、それ以前から、有志組織等の集団への参加、インフォーマル教育を通じた社会化も行われてきた。特に、ユースワーク(い)は各国・地域において広く見られる、インフォーマルな教育の形態である。具体的には、「楽しみ・挑戦・学びを含んだインフォーマルな教育活動のなかで自己・他者および社会について学ぶことを支え」、「個人的・社会的発達を促し、地域共同体および社会全体の中での立場を持ち、発言し、影響力を持つことを可能にする」(National Youth Agency 2016)ことを目的とする。若者のシティズンシップ(市民性)の涵養は、両者のアプローチの共通した目標でありながらも、具体的方策において異なってきた。本稿はイギリスのユースワークを対象に若者の社会参加をめぐる活動の在り方の展開を辿り直すことで、今日の問題の所在を明らかにする。

まず第2章において、シティズンシップおよびエンプロイアビリティ概念のあらまし、若者の位置づけと今日の課題を整理し、ユースワークの特徴として活動における有志性原則を呈示する。第3章は、ユースワークの草創期(19世紀後半から1930年代まで)、改革期(1940年代から1960年代まで)、拡大期(1960年代から1970年代)の各時期のユースワークの実態を明らかにした資料を用いて、有志性原則を支えた考え方を明らかにする。第4章においては、第3章から得られた結果を手がかりに、エンプロイアビリティの向上に重きがおかれる現在の若

京都大学大学院教育学研究科紀要 第63号 2017

者の社会参加をめぐる状況における、「有志性原則」の課題、および可能性について考察する。

2. シティズンシップおよびエンプロイアビリティの概要と本稿の課題

シティズンシップに関して、「重要な道標」(Hall, Williamson and Coffey 2000:463)とされる T. H. マーシャルの著作(Marshall 1950[1992]=1993)は、シティズンシップを

「ある共同体社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である。」(Marshall 1950[1992]=1993:37)

と定義した。マーシャルによる研究以降の 60 年以上にわたる期間に課題となってきたのは、シティズンシップの「権利」と「義務」の関係であり、福祉国家の縮小と共に政府はシティズンシップにおける「義務」をより強調するようになった。サッチャー政権期に「能動的シティズンシップ」が提起されたが、これはシティズンシップを所与のものではなく、個人の能動的な参加、および義務の履行を通じて実現されるものとして捉えたものである。その後保守党から労働党に政権交代した後も「能動的シティズンシップ」の概念は継承された。働く義務は政治参加と並ぶシティズンシップの中心的な義務と見なされた(Hall, Williamson and Coffey 2000; Smith, Lister, Middleton and Cox 2005)。

近年におけるシティズンシップの趨勢である「義務」、特に「働く義務」の強調と結びついて浸透した概念が「エンプロイアビリティ」である。エンプロイアビリティとは、人が「最初の雇用を得る能力」「雇用を維持し、同一組織の中で異なる役割間を移動する能力」「必要に応じて新たな仕事を得る能力」などの総称である(Hillage and Pollard 1998)。エンプロイアビリティが最初に用いられたのはベバリッジの1909年の著作であるが、当時は「雇用されている/雇用される可能性がある者」と「雇用され得ない者」の二分法的に用いられる語であり、これはより長い歴史を持つ「救済に値する貧者/救済に値しない貧者」という見方の再定式化であった。現在の定義が浸透したのは近年のことであり、背景には工業経済からサービスおよび知識を基盤とする経済への変化により職業世界への準備の見直し、生涯教育の普及、そして新自由主義と、福祉国家の縮小があった(Gazier 1998)。

シティズンシップにおいて、若者はどのような存在として捉えられてきたのだろうか。マーシャルは、学校教育を受ける者を「形成途上にある市民」(Marshall 1950[1992] =1993: 37)として捉えた。近年までシティズンシップに関する議論が若者に明確に適用されたことはなかった(Jones and Wallace 1992=1996)が、政策文書において若者のシティズンシップは未来形で語られ、その背景には「若者は未熟な市民であり、明日の市民であり、今日の市民ではない」という理解があった(Hall, Williamson and Coffey 2000:426)。また、シティズンシップにおける「働く義務」の強調は、ブレア政権期の「若者のためのニューディール」(イギリスにおいて 1998 年から実施された 18 歳から 24 歳の若年失業者向けの政策)および「コネクションズ・サービス」(イギリスにおいて 2001 年から実施された 13 歳から 19 歳向けの教育・職業・社会給付・保健などの総合的な相談サービス)などの政策に端的に現れた。

しかしシティズンシップにおける 1980 年代以降の「働く義務」の強調、そしてその具体化としてのエンプロイアビリティ向上を焦点とした教育については、特に社会的・経済的に不利な立場にある人の就業率の向上などの結果をもたらしたが、他方で批判的な検討もなされてきた。ひとつは「働く義務」が有償労働に限定されたことである(Smith, Lister, Middleton and Cox 2005)。移行期の若者には、有償労働以外の活動、たとえばパートタイムの仕事、家事労働を行う者も多い。しかし、能動的シティズンシップの枠組みにおいてこれらの活動に携わる若者は十分に義務を果たさない存在として排除された(Jones and Wallace 1992=1996)。また、労働市場の規制緩和による非正規雇用の増加などの社会状況が個人にもたらす制約を不問にして、個人の能力を捉えることの問題が指摘された(McQuaid, Green and Danson 2005)。このように、シティズンシップをめぐる議論において若者は未熟な市民とみなされてきた。特にサッチャー政権以降に中心的になった能動的シティズンシップでは、働く責任が強調され、それに対応して若者への教育・訓練におけるエンプロイアビリティの向上が重視された。

ここまでみてきた議論は、政府による若者のシティズンシップについての理解をめぐるものである。他方で、前章でみたように、ユースワークを行う有志組織も、若者のシティズンシップの問題に取り組んできた。ユースワークを行う有志組織の成立は、最も古い組織で19世紀中ごろまで遡る。これら有志組織の多くは、若者が身体的・社会的・精神的に良好な状態になることを目標に掲げ、音楽・演劇・スポーツ・ボランティア(慈善活動)など多様な活動機会を提供してきた。また「有志性原則」すなわち個人が自らユースワーク組織の活動への参加または離脱を決定するということ(Secretary of State for Education and Science 1982)を原則として、現在まで維持している(Bright 2015)。

この点で有志組織による若者のシティズンシップへの理解は、「義務」の履行を強く求めるサッチャー政権以降の政府による若者のシティズンシップへの理解とは異なる。本稿においては、この「有志性原則」が立ち上がる基盤――なぜ、地域共同体の若者および成人が自らユースワークの活動に参加するのか――の実態および変化を分析することを通じて、ユースワークの有志性原則の課題と可能性を明らかにする。

3. 分析

(1)ユースワークの概略

現在、イギリスにおいてユースワークは地方当局および多様な有志組織の手により運営されている。もともとは地方当局により運営されるユースワークは存在せず、宗教的使命・政治的使命をもとに若者にそれぞれの教育理念にもとづいた活動を行う有志組織の集合体であったが、第1次世界大戦から第2次世界大戦の時期を転換点として、ユースワークは社会的な承認を得て、地方当局は連携及び活動予算等の助成を行う必要があると認識された(Bradford 2007 2015)。

ユースワークにおける有志性原則の伝統の起源に関して、グラハム・ブライトは 19 世紀後半のイギリス社会の若者をめぐる社会変動、およびキリスト教道徳に裏付けられた奉仕を指摘した。同書では、ユースワークがヴィクトリア朝期(1837年から 1901年)にさかんになったこ

とを指摘し、その社会的背景として、産業革命により若者の労働力化がすすみ、大規模な都市への人口移動が生じ、若者と家族や地域共同体との紐帯が希薄になったこと、そして当時のミドルクラスに特徴的な宗教的態度である恵まれない人々のために行動しなければならないという態度を指摘した。筆者は、このような考え方が「同時期に設立されたユースワーク組織の多くの哲学においてもみられる」(Bright 2015: 7)と指摘した。実際に、Young Men's Christian Association (以降「YMCA」と表記)が 1844 年、Young Women's Christian Association が 1853年と、いずれも 19 世紀半ばから後半に誕生した(Bright 2015)。上述のようなヴィクトリア朝期から誕生した有志によるユースワーク組織は、予算のほとんどが寄付などを含めた自主財源であり、また携わる者のほとんどは無報酬であったことが後年の調査により指摘されている(Board of Education 1944; Ministry of Education 1960)。

サイモン・ブラッドフォードは、このような様々な有志組織による活動のばらばらな集合体であったユースワークが、その一部を公共の責任において取り組まれるようになったのは、第一次世界大戦から戦間期に至る時期であり、その背景として有志組織によるユースワークの活動に対して政府および社会全体からの関心が高まったことを指摘した。同時期に少年非行の件数が増大したこと、動員によりフルタイムの教育を離れた少年・少女が増加したにもかかわらず、彼らの社会的身体的発達の場が少なかったこと、そして従来彼らの社会的身体的発達を支えてきた有志団体のクラブが人員や設備などの面で戦争の影響を受け継続が困難になっていたことが、これらの関心につながり、ユースワークおよびその成人の担い手であるユースワーカーの意義が社会的に認知された。緊急措置ではあったが、各地方当局が運営の責任を負うService of Youth が 1939 年より設立され、従来の有志組織と協力するかたちで運営が行われた(Bradford 2007 2015)。

(2)資料

戦前から戦後にかけてのユースワークに関する重要な出来事を、先行研究を通じて概観してきた。本稿の問題関心である若者およびユースワーカーの活動への参加の実像を知るために、おもに次の3つを資料としてもちいる。第1に、最も長い歴史を有する有志組織である Young Men's Christian Association の活動史として1896年に刊行された The Founding of the Association, 1844-1855 (Doggett 1896) であり、本章 3 節においてその内容を検討する。第2に、「教員およびユースリーダー(3)の供給・採用方法・および養成に関する将来の指針となる原則を提示すること」(Board of Education, p5 右肩の注は筆者)という政府の諮問事項について、1944年に提出された、マクネア一委員会の Teachers and Youth Leaders という報告書 (Board of Education 1944)であり、本章 4 節においてその内容を検討する。第3に、「変化する社会と産業界の現状、および、他の分野の教育的サービスの趨勢に照らして、ユースワークが、地域社会生活の中で青少年の果たすべき役割に対して、どのような貢献をしているかを検討し、今後の措置として、どこに重点をおいた施策(投資配分)をすることがもっとも適切であるか、について助言をすること」(Ministry of Education 1960=1972:序文 1)という政府からの諮問事項への回答として1958年に提出されたアルバーマル委員会報告書 The Youth Service in England and Wales (Ministry of Education 1960=1972)であり、本章第5節においてその内容を検討する。

第1の資料(The Founding of the Association, 1844-1855)は Leispic 大学社会学部に提出された博士論文が公刊されたものであり、草創期の YMCA の年報および創立者(George Williams)を知る YMCA のメンバーからの聞き取り調査にもとづいて執筆された。また第2の資料および第3の資料は、ユースワークに関わる多くの有志組織への聞き取り調査(第3の資料はさらに地方教育当局への聞き取り、および学卒後の若者への余暇時間利用に対する聞き取り調査の2次資料も含まれる)に基づくものであり、いずれも活動に関わった人々の実像を知るうえで重要である。なお先行研究において、第2の資料は「マクネア報告書」、第3の資料は「アルバーマル報告書」と呼ばれたため、本稿でも以下はその呼称を用いる。第2の資料および第3の資料は先行研究においても用いられてきた(柴野 1974 1990; Bradford 2007 2015 など)が、本稿では、両資料より以前の有志団体の活動史である第1の資料も加えることにより、有志性原則の基盤の成立・変化の過程を明らかにする。

(3)ユースワークの草創期

YMCA の起源は、創立者の George Williams が、自身の若者期に、職場の同僚と共にはじめた ごく小規模な宗教的サークルであった。寮や喫茶店などに集合して、夕刻の礼拝を行なうこと、 および教会の日曜学校に準ずる活動を行うようになった。これが職場の友人・知人関係を通じ て徐々に拡大していった。また、銀行家・教会関係者・経営者等の関心を集め、寄付を受ける ことができたため、当初は職場や公共空間を一時的に借りるかたちで行われていた活動が、自前の拠点をもち行われるようになった。ただし、この活動は「全ての商業活動の場に神のための祭壇がたてられる日はそう遠くはない」(Doggett 1896:46) という当時の考えから明らかなように、明確な宗教的動機にもとづく活動であった。

しかし、YMCA の活動にはキリスト教徒ではない若者も参加していた。彼らキリスト教徒ではない若者の存在は、YMCA の活動内容が礼拝や教義を学ぶ集まりから、社会的・知的・身体的発達を支える様々な活動(Mutual Improvement Society の開催や、読書室などを備えた施設の整備など)へと拡大・多様化する過程で顕在化した。協議の結果として、キリスト教徒ではない若者は、少額の料金を支払うことで、「メンバー」と区別される「アソシエイト」と位置づけられ、運営を除く全ての活動に参加権を得た。キリスト教徒ではない若者の活動への参加を認めたものの、YMCA にとって活動を通じて彼らをキリスト教徒にすることは重要な課題であり、実際に当時月毎に刊行された報告書には各月の新たにキリスト教徒になった参加者の数が記載された。ただ、YMCA において行われた多様な活動は、若者を新たにキリスト教信仰に招き入れる手段としてだけではなく、それ自体が若者の精神的・身体的発達にとって価値あるものとみなされていた(Doggett 1896)。

YMCA の活動地域は当初ロンドンに限定されていたが、国内の他地域、および海外へ普及するきっかけとなったのが1851年のロンドン万博であった。期間中のロンドン各街区でのYMCAのメンバーによる遊説、そして聖書の紹介と巻末に YMCA の活動案内を付した小冊子の配布が成功をおさめた(Doggett 1896)。

Doggett(1896)に最も多く登場するのは設立者である George Williams と、草創期の仲間である。 しかしその他にも、資金調達や他地域への活動の紹介などに特に貢献した活動者、そして各地

京都大学大学院教育学研究科紀要 第63号 2017

域の支部の長に関しても記述がみられる。支部の長には、銀行家や経営者、あるいは司教などの教会の職にある者が就いた。活動者に対する評価として多くみられる表現は「熱意」(zeal)と「献身」(devotion)である。YMCAの当時の活動は、「人間全体の救済、信条を問わないサービスのための異なる宗派の連帯、キリスト教活動におけるひとつの要素としての『若者』の認知」(Doggett 1896: 51)という当時の教会の新しい動きを反映したものであった。

(4)ユースワークの改革期

本章第1節で検討したように、第1次世界大戦後から第2次世界大戦の終戦までの時期は、地方当局と各地域の有志組織とのあいだに財政援助を伴う連携関係を形成したという点で、ユースワークが変化した時期であった。また同時期のもうひとつの変化として、ユースワーカーの職業化が提案されたことがある。具体的には、1942年に既存の高等教育機関5校にユースワーカーの養成課程が設置され、その設置費用や奨学金に関しては政府が援助を行った。また、設置時は一時的措置とされた上記の養成課程は1944年から恒常的に設置されることになった。また、同年の教育法によりユースワークは、公教育とならんで教育の一部分として認められた。同年刊行されたマクネア報告書は、専門職としてのユースワーカーの必要性について初めて説明を行うとともに、具体的な提案を行った。マクネア報告書の内容は、財政逼迫を理由に実現されることはなかったが、それまで「情熱」「熱意」として語られてきた有志ユースワーカー(4)による活動を相対化する視点がみられ、たとえば下記の引用にはそれが顕著である。

「彼(訳者注:ユースワーカー)自身も、人間としての発達をとげることが…重要である。 彼自身の私生活をそっちのけにして若者との活動に専念することは、彼らを悩ませる誘惑である。彼の受ける教育は、若者のことに没頭しすぎる危険性を最小にする。ユースリーダー自身の人生を等閑視することは…自身にとってだけではなくかかわる若者にとっても有害である。」(Board of Education 1944: 99)

上記の引用においては、活動への熱意とユースワーカー自身の生活との均衡を保つことが求められ、活動に過度の熱意を注ぐことは戒められた。高等教育機関における教育は、若者とかかわる活動と自身の生活との均衡を保つために有効であるとされた。さらに、専門職化のメリットとして、同時期の教員やソーシャルワーカーと比べて大幅に劣っていた給与や社会保険の状況の改善も挙げられた。

ただし、マクネア報告書においては、従来からの有志ユースワーカーも「ユースワークの貢献の重要な源」とされた。当時の各地域におけるユースワークの活動状況は「有志の努力の高潔な伝統によるもの」であり、「専門職の増加によっても有志の需要が損なわれることは決してない」と結論された(Board of Education 1944: 96)。そして有志ユースワーカーの活動の意義として次の3つの点があげられた。1点目は「現代生活における多様な経験をもたらすこと」、2点目は「有志での仕事は利他的な関心という特徴を持つことから、若者に無報酬での奉仕の先例を与え、のちに若者がその真価を知ることが期待されること」、そして3点目は「過度の専門職化を予防すること」(Board of Education 1944: 96)であった。以上のように、マクネア報告書に

井上: 若者の社会参加にインフォーマル教育が果たす役割に関する考察

おいては、特に活動に参加する年長者の有志性原則に関する検討が行われた。活動の時間的・精神的負荷の大きさが負の側面として指摘され、一部を専門職化することにより改善を図ろうとした。他方で、従来からの有志による活動についても、上にみた3点の意義が明確に示された。このように、ユースワークの草創期からの伝統であった有志性原則が相対化された。

(5)ユースワークの拡大期

これに対して戦後、1960年に刊行されたアルバーマル報告書は、特に当時の若者をめぐる社会状況の変化、そして若者自身の変化に重点をおいて、ユースワークのあり方を再検討した。 若者自身の変化に関して指摘された点のひとつが、若者の宗教的価値観、政治的価値観の変化である。

「多くの記述の中に…キリスト教的価値を伝達することの必要性が述べられているということである…特定の信条を持つ団体においては尊重されるべきであるが…ユースワークの場合には、このような形でその目的を打ち出すのは間違っていると思う。…こんにち、キリスト教的価値観、宗教的価値観について論議することは、多くの青少年に疑問を抱かせるばかりである。」(Ministry of Education 1960=1972: 39)

と述べた。本章 3 節で検討した YMCA を含め、キリスト教的価値観は、ユースワークを行う有 志組織の多くで中心的な位置を占めてきた。これに対してアルバーマル報告書は、それらの価 値観が若者にとって以前ほど重要ではないことを明らかにした。また、シティズンシップに関 しても、その伝達方法について改革が提案された。例えば、次の引用文にはそれが顕著である。

「シティズンシップのはじまりは、良いシティズンシップについての直截な討議の中ばかりでなく、たとえ問題の多い地域であっても、良いユースクラブにおける社会関係の巧みさや手腕の中にも見出されるものである。」(Ministry of Education 1960: 39)

「『奉仕』『献身』『統率力』そして『人間形成』といったような言葉…現実にあまり関連をもっていないと思っている…特に荒廃した土地に住んでいる若者は…本能的に多くの虚偽的な価値を拒否し…言葉を受け入れない」(Ministry of Education 1960=1972: 40)

「シティズンシップ」という言葉を、単なる理念として若者に伝達するのは有効ではなく、むしろ若者が生活における経験を通じてシティズンシップを理解することを重要とした。このように、アルバーマル報告書は、若者の宗教的・政治的価値観の変化を指摘し、その変化に照らして、有志組織が活動の中心としてきた価値観、およびその伝達の方法の再考を促した。

他方で、アルバーマル報告書は、若者をめぐる社会状況の変化を検討し、それに応じたユースワークの新しい意義を示した。「学校を卒業しすでに有給の仕事についている若者に対してなぜ公の金を支出する必要があるのか」(Ministry of Education 1960=1972: 35)という当時の批判的見解に端的に見られるように、ユースワークの意義に関する社会的承認は乏しく、ユースワ

一クの活動が若者にもたらす意義を明確にする必要があった。教育・職業選抜過程の複雑化のなかで、全ての若者が力を発揮し、承認を受ける機会の創出というユースワークの新たな価値が指摘された。たとえば、義務教育を修了してすぐに就職した若者と、進学した若者のあいだでは、学卒後の余暇時間において利用可能な資源に大きな差があった。高等教育機関においては学生向けの施設・課外活動が豊かにあるのに対して、進学せず就職した者は、利用可能な施設・活動が学生よりもはるかに乏しかった。各地域におけるユースワークの活動基盤の整備、活動内容の充実が、この格差を縮小させることに寄与するとされた(Ministry of Education 1960=1972: 35-38)。以下の引用からは、ユースワークが教育・職業選抜によるのとは異なる仕方で、若者が社会的に承認を受ける機会を創出しようとしていたことが明らかである。

「選抜制度によって学校から勤労生活への移行がされるのは、われわれの社会が、実績によってその社会構造をつくりあげようとしていることのあらわれに他ならない。選抜は……有能な男女にとっては、のぼることのできるひとつの段階となっていても、失望落胆に冷静に対処する心の準備のできていない青少年にとっては、とり残されたという感じを与える結果になる。そうした人びとの中には、より広汎な機会が与えられれば、知的な資質以外について、活力と指導性とを大いに発揮できる人がたくさんいるはずである。ユース・サービスの課題は、すべての若い人びとが、それぞれ異なった能力を発揮できる機会を与えるだけでなく、かれらが社会に対してなすことのできる貢献を、社会が認識するようにしなければならない。」(Ministry of Education 1960=1972: 25)

アルバーマル報告書は、上記のような報告をもとに、公共施設(ユースセンターなどと呼ばれる)の拡充、ボランタリー組織の運営費・人件費への助成、ユースワーカーの養成課程の拡充などの勧告を行った。

ユースワークの拡大期には、「学卒後働いている若者」または「学生」という若者の二分法が前提とされ、両者のあいだの格差が問題とされた。しかし、このような若者の二分法は以後次第に揺らぐことになった。背景には、就業システムの変化に伴う若年失業率の上昇、また移民の増加などにより、若者が多様化したことがあった。このような変化を受け、地域共同体にいて、ユースワークへの参加により利益をうけられるかもしれないにもかかわらず、「放置されている(the unattached)」(Ministry of Education 1960=1972: 119)若者の存在について議論されるようになった(Secretary of State for Education and Science 1982)。これらがユースワークにとって新たな課題となったのは、自発的な活動参加に基づく従来の活動では彼ら・彼女らと出会うことが出来ないこと、そして彼ら・彼女らの抱えている問題が教育・労働・家族など多様な領域にかかわり、ユースワークに関するものだけでない幅広い知識を必要としていた点であった。

4. 考察

ここまで、ユースワークにおける有志性原則の基盤の成立および変遷を、草創期・改革期・ 拡大期のそれぞれについて検討してきた。ユースワークの草創期(3 章 3 節)は、若者の労働 力化、都市への移動を通じて生じた家族・地域共同体からの若者の分離を背景として、若者に おけるキリスト教的価値観の衰退への懸念が広がった時期であった。そのなかで、職場など彼らの生活世界を基盤に、様々な活動を通じてキリスト教的価値観を涵養しようとする有志組織の活動は若者および年長者の参加を促した。それは、「活動なき信仰は死んだ」(Doggett: 52)という言葉に象徴されるように、信仰により強く動機付けられたものであり、「熱意」や「献身」として表象されるものであった。他方で、3章3節で述べたような YMCA の多様な活動は、キリスト教徒ではない若者も引き寄せた。YMCA は彼らが活動に参加することを認めたが、運営への参加権においてはキリスト教徒の若者とのあいだに差異を設けた。

ユースワークの改革期 (3 章 4 節) では、ユースワークにおいて若者とかかわる年長者の「熱意」や「献身」が相対化された。マクネア委員会報告書の内容から検討した通り、1944年の時点ではユースワーカー自身の生活を侵すほどの過剰な熱意は、彼・彼女自身および若者の双方の利益に照らして戒められた。また、労働条件や社会保障が劣悪であることが指摘され、職業としてのユースワーカー (専門職ユースワーカー) の養成が提言された。これは「熱意」や「献身」にもとづく従来のユースワーカーのあり方を転換する重要な局面となった。

さらに、ユースワークの拡大期(3 章 5 節)では、キリスト教的価値観が以前ほど若者に受容されなくなっていると指摘された。それにかわって、若者が成人期への移行において経験する職業・選抜の結果、進学した若者と義務教育修了後就職した若者とのあいだで、利用可能な成長の機会に格差があることから、義務教育修了後就職した若者に成長の機会を保障することが、ユースワークの新たな課題として提起された。

ユースワークの草創期から改革期を経て拡大期へと至る時期に、ユースワークにおける有志性原則は一貫していた。しかし、かつて草創期に「熱意」「献身」として記述され曖昧であった参加者の活動へのかかわり方は、改革期に負の側面(過度の没入)と正の側面(利他の精神の伝達など)に峻別された。前者はユースワーカーの一部を専門職業化することにより解決がはかられる一方、後者は有志性原則の特長として明確化された。さらにユースワークの拡大期には、教育・労働への参加によってすべての若者が必ずしも自ら考え行動する機会が与えられるわけではないこと、特に義務教育修了後すぐ就職する若者においてそれが顕著であることが指摘され、ユースワークの活動の各場面において若者が主体性を発揮する機会を提供することが活動の意義とされた。

しかし、その後の若年失業率の上昇などの社会状況の変化により、自明のこととされてきた若者の教育・労働への参加は不透明なものとなり、エンプロイアビリティの向上が若者の社会参加の問題のなかで中心的な課題として捉えられるようになった。ユースワークの場にも様々な社会的・経済的困難を抱えた若者が訪れるようになり(5)、ユースワーカーにとっても教育・訓練への参加、エンプロイアビリティをめぐる問題は、避けて通れない問題になっている。

政府によりシティズンシップのなかでも特に「働く義務」が強調され、また各地域において若年失業の問題など若者の労働をめぐる状況が深刻化するなかで、シティズンシップとエンプロイアビリティの問題は接続して捉えられるようになった。ユースワーカーにとっては職業に関する知識を習得すること、あるいは他の様々な専門職と連携する能力といった形で新たに専門職性が要求されることになった。またユースワークの活動のなかで「ターゲット型」、たとえば失業など特定の問題を抱える若者に対象を絞って行われる、明確な目標の設定された活動が

増加しており、若者のユースワークにおける経験に影響を与えている。このように、ユースワーカーと若者の両方の参加のあり方において「有志性原則」が揺らいでいる。

本稿は有志性原則の成立の基盤と変化を検討してきたが、そこから上のような現在の課題についていえるのは、以下のような点である。草創期から拡大期までのユースワークにかかわる若者と年長者は、同じ地域共同体・職場・教会組織に所属しているというような共通項を持ち、有志性原則はそれらの紐帯に支えられて成立してきた。翻って、現在のように若者のエスニシティ・社会経済的背景の多様化した状況にもかかわらず、ユースワークが参加する若者にとって有意義なものであり続けるためには、年長者の場合でもより多様なエスニシティ・社会経済的背景を持つ人々の協力が一層求められる。より多くの人が、互いの価値観を尊重しながら、各自の可能な範囲で参加することを保障するために、自発的な選択に基づく有志性原則は依然として意義を有しているといえる。

実際に上記の課題がどのように取り組まれてきたかを知るためには、ひとつの地域共同体のなかでの、ユースワークにおける年長者および若者たちの参加のあり方の実態を検討することが不可欠であるが、この点に関しては今後の課題としたい。

注

- (1) 柴野昌山の定義によると、ユースワークは「青少年グループに対して、青少年と共同して行う活動(working with young people)の方法」(柴野 1990: 184)である。ユースワークは「具体的な活動場面における集団の発展やリーダー・シップのあり方にかかわるグループ活動を通しての援助方法」(柴野 1990:184)である。これに対して、ユースサービスは「青少年の余暇における援助政策一般を包括する概念」(柴野 1990: 184)である。田中治彦は、現在はユースワークの用語が広く用いられるとしてユースワークを「若者に関わる事業と活動一般を指す用語」(田中 2015: 2)として用いており、本稿もこの用語法を採用して若者に関わる活動の提供主体および提供される活動を総称して「ユースワーク」を用いた。
- (2) 本稿において参照した文献では、この理念について'voluntary principle'(Bright 2015: 2)や、'voluntarism both in membership and to a large extent adult workers role'(Secretary of State for Education and Science 1982: 34)、'the basis of voluntary attendance'(Board of Education 1944: 93)などのようにいくつかの異なる表現が用いられているが、本稿では'voluntary principle'を統一して用いた。また日本の研究において、例えば「民間有志団体」(柴野 1990: 178)や「有志リーダー」(田中 2015: 172)のように'voluntary' について「有志」という訳語が用いられてきたことから、'voluntary principle'について「有志性原則」と訳出した。
- (3) 本稿で資料としたマクネア報告書ではユースワークに携わる人について「ユースリーダー」 (youth leader)と表記されている。先行研究においても「現在のユースワークを支えているのが ユースリーダー(youth leader)ないしはユースワーカー(youth worker)と呼ばれる指導者たちで ある」(田中 2015: 171) としてほぼユースワーカーと同義に扱われているため、引用文中を除いては「ユースワーカー」に表記を統一した。
- (4) 有志ユースワーカーについて、先行研究では「1939 年まで約1世紀にわたるユースワークのボランタリズムの時代には、当然のことながら青少年指導者のほとんどは無給の有志リ

- ーダーであった。」(田中 2015:172)と指摘した。本稿は高等教育機関におけるユースワーカー養成課程を修了した者を「専門職ユースワーカー」とし、その他は給与形態・雇用形態を問わず「有志ユースワーカー」と表記した。
- (5) 現在、地方当局からの予算を受けたユースクラブ・ユースセンターの約3分の1が、社会的・経済的剥奪の程度の高い地域にある(National Youth Agency 2011)。また生田(1998)はドイツのユースワークに関する研究で、社会・経済的困難をもつ若者も多く参加していると指摘した。

参考文献

- Bradford, Simon, 2007, 'Practices, Policies and Professionals: Emerging Discourses of Expertise in English Youth Work, 1939-1951,' Youth and Policy 98: 13-28.
- ———, 2015, 'State Beneficence Or Government Control? Youth Work from Circular 1486 to 1996, 'Graham Bright ed., *Youth Work: Histories, Policy and Contexts*, London: Palgrave, 22-37.
- Bright, Graham, 2015, 'The Early History of Youth Work Practice,' Graham Bright ed., *Youth Work: Histories, Policy and Contexts*, 1-21.
- Board of Education, 1944, Teachers and Youth Leaders: Report of the Committee Appointed by the President of the Board of Education to Consider the Supply, Recruitment and Training of Teachers and Youth Leaders, London: Her Majesty Stationery Office.
- Doggett, L. L., 1896, *The Founding of the Association, 1844-1855* [History of Young Men's Christian Association vol.1], Cleveland: Imperial Press.
- Furlong, Andy, 2013, Youth Studies: An Introduction, London: Routledge.
- 玄田有史・曲沼美恵、2004、『ニート――フリーターでもなく失業者でもなく』、幻冬舎、
- Gazier, B., 1998, "Employability: Definitions and Trends," in B.Gazier(ed.), *Employability: Concepts and Policies*: 37-71, Berlin: European Employment Observatory.
- Hall, Tom, Howard Williamson and Amanda Coffey, 2000, Young People, Citizenship and the Third Way: A Role for the Youth Service? , *Journal of Youth Studies* 3 (4): 461-472.
- 樋口明彦, 2004,「現代社会における社会的排除のメカニズム――積極的労働市場政策の内在的 ジレンマをめぐって」『社会学評論』55(1): 2-18.
- 樋口明彦, 2011,「社会的排除からみた若者の現在――日本の福祉国家が抱える三つのジレンマ」 齋藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版.
- Hillage, J. and E. Pollard, 1998, *Employability: Developing a Framework for Policy Analysis* [Research Brief], DfEE Publications, London: Department for Education and Employment (=Retriever November 14, 2016, http://www.employment-studies.co.uk/report-summaries/report-summary-employability-developing-framework-policy-analysis.)
- 堀有喜衣,2005,「諸外国における若年無業者問題の捉え方と日本への示唆」 『青少年問題』 52:16-21.
- 生田周二、1998、『統合ドイツの異文化間ユースワーク』大空社出版部.
- Marshall, T.H., 1950[1992], Citizenship and Social Class and Other Essays, Cambridge:

京都大学大学院教育学研究科紀要 第63号 2017

Cambridge University Press(=1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会階級―― 近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.)

Ministry, of Education, 1960, The Youth Service in England and Wales: Report of the Committee Appointed by the Minister of Education in November, 1958: Presented to Parliament by the Minister of Education by Command of Her Majesty, February 1960, London: Her Majesty Stationery Office (= 1972、総理府青少年対策本部『イギリスのユース・サービス――アルブマール委員会報告書』).

National Youth Agency, 2011, 'Youth Club Study Highlights Link to Most Deprived Areas,' *Children and Young People Now*, vol. June 28-July 11:10-11.

McQuaid, R., Green, A. and Danson, M., 2005, "Introducing Employability," *Urban Studies* 42(2)191-195.

Jones, Gill and Claire Wallace, 1992, *Youth, Family and Citizenship*, Buckingham: Open University Press(=1996, 宮本みち子監訳・徳永登訳『若者はなぜ大人になれないのか――家族・国家・シティズンシップ』新評論.)

宮本みち子, 2012, 「成人期への移行モデルの転換と若者政策」『人口問題研究』 68 (280): 32-53.

宮本みち子,2004,「社会的排除と若年無業――イギリス・スウェーデンの対応」 『日本労働 研究雑誌』 46:17-26.

National Youth Agency, 2016, 'What is Youth Work?,' (=Retrieved September 3, 2016: http://www.nya.org.uk/careers-youth-work/).

労働政策研究・研修機構, 2004, 『移行の危機にある若者の実像』, 労働政策研究・研修機構.

Secretary of State for Education and Science, 1982, Experience and Participation: Report of the Review Group on the Youth Service in England, London: Her Majesty Stationery Office.

Smith, Noel, Ruth Lister, Sue Middleton and Lyne Cox, 2005, "Young People as Real Citizens: Towards an Inclusionary Understanding of Citizenship," *Journal of Youth Studies* 8 (4): 425-443.

柴野昌山, 1974,「イギリスにおけるユース・サービスの展開とその構造」 『京都大学教育学 部紀要』20: 23-56.

柴野昌山、1990、『現代の青少年――自立とネットワークの技法』学文社.

田中治彦、2015、『ユースワーク・青少年教育の歴史』東洋館出版社.

Toivonen, Tuukka H.I., 2013, *Japan's Emerging Youth Policy: Getting Young Adults Back to Work*, London: Routledge.

Youth Service, Information Centre, 1971, Year Book of the Youth Service in England and Wales, Youth Service Information Centre, Leicester: H. Cave & Co. Ltd.

[付記]本研究は JSPS 科研費 (特別研究員奨励費・15J06737) の補助を受けたものです。

(日本学術振興会特別研究員 教育社会学講座 博士後期課程 2 回生) (受稿 2016 年 9 月 8 日、改稿 2016 年 11 月 29 日、受理 2016 年 12 月 26 日)

若者の社会参加にインフォーマル教育が果たす役割に関する考察

―イギリスのユースワークにおける「有志性原則」の検討から―

井上 慧真

教育・雇用・社会保障の各領域において、若者の社会的リスクが多元化・深刻化している。イギリスにおいて、特にサッチャー政権期から「働く義務」を強調するシティズンシップ観が浸透した。他方、ユースワークにおいては、同様にシティズンシップを目標に掲げながら、若者および年長者の活動への参加・離脱の選択(有志性原則)を基礎としてきた。本稿は、この「有志性原則」(voluntary principle)の成立過程を明らかにする。草創期(19世紀後半)には、宗教的熱意に動機付けられた者を中心に、非キリスト教徒の若者にも次第に活動が拡大した。改革期(1940年代)には活動者の「熱意」や「献身」について、精神的負担などの負の側面が指摘されたが、利他の精神の伝達などの正の側面も明確になった。拡大期(1960-1970年代)には、若者の多様化が示されたが、有志性原則はシティズンシップを形骸化させないための鍵とされた。

Informal Education and its Role for Engagement of Youth in Society: from the Voluntary Principle of Youth Service in the UK

INOUE Ema

Social risks of transition to adulthood have been shown to be multi-dimensional and severe. In the United Kingdom, the view of citizenship, the core of which is the duty to work, has become a relevant issue. Youth work agencies, the aims of which are similarly to raise citizenship, are based on the voluntary principle. This paper examines the birth and changes of this principle in three different periods. First, in the late nineteenth century, those with religious motivation played the main role in youth work practices, which gradually extended to non-Christian youth. Second, in the 1940s, the prevalent notions in youth work, such as "zeal" or "devotion," were reviewed. This the process identified deficits and virtues of the voluntary principle. Third, from the 1960s to 1970s, various problems regarding youth were identified, but the voluntary principle was regarded as a key to maintain citizenship as a tangible notion for youth in their practices.

キーワード: インフォーマル教育、ボランタリズム、シティズンシップ

Keywords: Informal Education, Voluntarism, Citizenship